

## 過去10年間における懲役・禁錮刑の執行不能決定数等の推移

	懲 役	禁 錮
平成11年	45	1
平成12年	43	1
平成13年	69	1
平成14年	60	2
平成15年	54	1
平成16年	58	2
平成17年	75	3
平成18年	66	1
平成19年	59	3
平成20年	45	1

- 死刑については、過去10年で7件の執行不能決定があるが、このうち刑の時効が完成したことによるものはない。
- 執行不能決定書の保存期間が1年とされていることから、執行不能決定数のうち「刑の時効完成」を理由としたものの件数についてさかのぼって調査することは困難であるが、調査が可能な平成20年について調査した結果、懲役刑の執行不能決定45件のうち、3件（禁錮刑については見当たらない。）が「刑の時効完成」を理由としたものであることが判明した。

※ 執行不能決定数は検察統計年報による。

※ 刑の執行不能決定は、

- ① 刑の時効が完成したとき
- ② 刑の言渡しを受けた者について、大赦、特赦又は刑の執行免除があったとき
- ③ 刑の言渡しを受けた者が死亡したとき
- ④ 通算すべき未決勾留日数が言い渡された刑の刑期以上であるとき
- ⑤ 非常上告、再審又は上訴権回復請求の結果、新たに言い渡された刑につき、第16条第4号（非常上告等の結果、新たに刑の言渡しがあったときは、前の執行日数を通算して執行を指揮する旨の規定。）により通算すべき前の執行日数とその刑期以上であるとき
- ⑥ 刑の分離決定、減刑等の事由により執行すべき刑期がないとき  
になされることとなる。